

松木飯塚 税務情報

NO. 61

～令和5年度与党税制改正大綱決定～

連年贈与規制は7年遡及で決着、譲渡買換え規制も
消費税インボイス本番へ、軍拡増税で増税大国へ

松木飯塚税理士法人 / 代表社員税理士 松木慎一郎・飯塚美幸
〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番10号 元赤坂レジデンス1910
URL <http://www.mi-cpta.com>

令和5年度与党税制改正大綱が、防衛費増税を盛り込み、令和4年12月16日に決定しました。

自公の絶対多数の力をバックに、軍拡税制へまっしぐら。大增税時代が始まります。

I 相続・贈与税制

■生前贈与加算3年→7年、100万円非課税

年110万円4人の子に20年贈与し計8,800万円でも相続税非課税に。そりゃ不公平と、暦年贈与をなくすだの議論されていました。が、さすがにそれはできず、死亡3年以前の贈与を相続税に合算課税する生前贈与加算を、7年へと引き上げることで決着しました。令和6年1月以後贈与から7年分合算とし、延ばした4年分は合計100万円まで合算しない制度へと改正します。当初は民法の特別受益持戻し同様10年案でしたが、国税さんも調査が大変と、7年に。フルに7年課税を受ける相続は令和13年になります。

1. 令和5年中の贈与

| 相続開始日 | 加算年 | 100万円控除 |
|--------|-----|---------|
| ～令和8年末 | 3年分 | なし、全額加算 |
| 令和9年～ | | 加算なし |

2. 令和6年以後の贈与

| 相続開始日 | 加算年 | 100万円控除 |
|----------|-----|----------|
| 贈与から3年まで | 3年分 | なし |
| 贈与から7年まで | 7年分 | 4年合計から控除 |
| 贈与から7年以後 | | 加算なし |

■相続時精算課税贈与も年110万円非課税に

贈与者受贈者が選択届すれば、贈与しても累計2,500万円まで課税なく、相続時に相続財産と合算、贈与税精算する相続時精算贈与課税。

2,500万円越えると1千円贈与でも200円課税と、国税側にも面倒な制度を、令和6年1月1日以後贈与については、年110万円を非課税に。

■教育贈与特例、贈与者遺産5億円超残額課税

銀行等手続で贈与すれば1,500万円まで非課税の特例。廃止論もあった中、少子化対策の遅れが指摘され、延長されました。①令和8年3月末まで延長、②30歳時点での未利用残高に、子孫でも300万円越えると高くなる一般贈与税率

課税、③贈与者相続時に贈与者財産5億円超なら未使用残高相続税課税へと厳しくなります。

■結婚子育て贈与特例、延長も残高に一般税率

銀行等手続で贈与して、子孫の結婚子育て資金贈与を1,000万円まで非課税の特例。①令和7年3月末まで延長しますが、②教育資金と同様50歳での未使用残高には一般税率課税と厳格に。

II 譲渡税制（所得税・法人税）

■長期所有土地建物買換、アメとムチさらに

1. その年1月1日で10年超所有土地建物を譲渡、国内の建物や300㎡以上土地へ買換えた場合に利益を圧縮する特例を、令和8年3月末まで延長し、令和5年4月1日以後譲渡については、圧縮割合を次のようにします。（※令和5年改正）

| 譲渡資産 | 買換資産 | 圧縮割合 |
|------------|--------|------|
| 下記以外 | 下記以外 | 80% |
| 集中地域以外 | 三大都市圏等 | 75% |
| 集中地域以外 | 東京23区 | 70% |
| 東京23区の本社※ | 集中地域以外 | 90% |
| 集中地域以外の本社※ | 東京23区 | 60% |

2. 令和6年4月1日以後は譲渡資産・買換資産の四半期末2月以内の紐付け届出制度に。

■既成市街地等内→外への買換特例廃止

一部は上記特例に吸収するのでしょうか。

■低未利用地譲渡は売価800万円まで対象に

令和5年1月以後100万円非課税を拡充です。

■3人以上の空き家譲渡は非課税2,000万円に

相続人共有者が多い場合には規制します。

III 所得税制

■1億円の壁問題に、超高額所得者課税

①通常の所得税額と②(総合計所得-3.3億円)×22.5%の差額を追加課税します。

■NISAを最大1,800万円まで拡充

令和6年1月から、①積立投資枠年間120万円、成長投資枠240万円に、②譲渡・配当の非課税限度額を1,800万円にし恒久化とします。

IV 将来増税

1. マンション評価を市場価格の実態で見直し、
2. 令和6年以降、法人税付加税・復興税・たばこ税で増税する既定路線を敷きました。